

奈良県告示第二百五十六号

昭和四十年十月奈良県告示第三百六号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

第一の一中「囲まれた区域」の下に「（別紙第一図の表示区域）」を加える。

第一の二中「平成三十七年十月三十一日」を「令和七年十月三十一日」に改める。

第三の一中「栃倉川を下り」の下に「、黒滝川に至り、同川を下り」を、「の区域」の下に「（別紙第二図の表示区域）」を加える。

第三の二中「平成三十七年十月三十一日」を「令和七年十月三十一日」に改める。

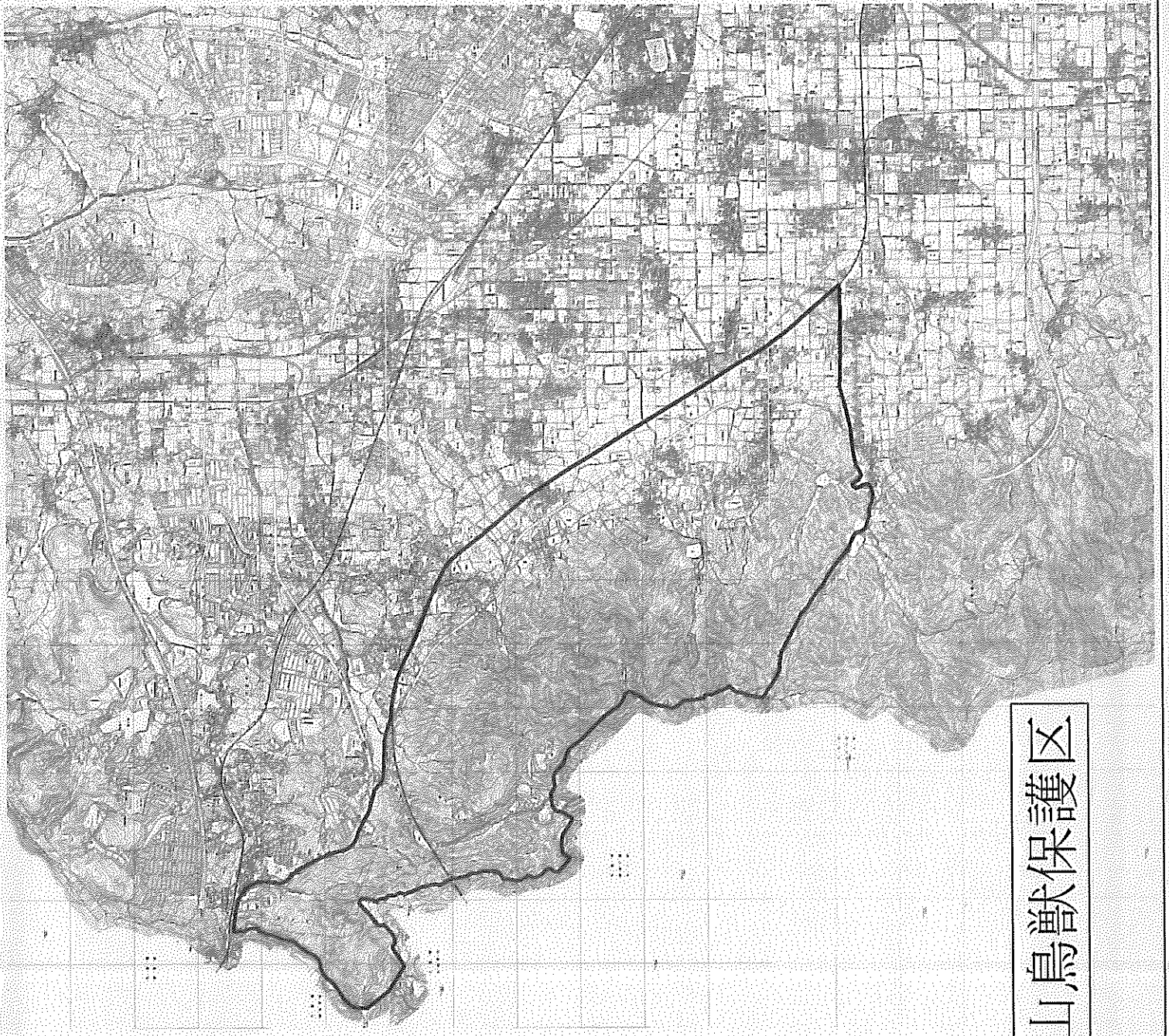
第四の一中「囲まれた区域」の下に「（別紙第三図の表示区域）」を加える。

第四の二中「平成三十七年十月三十一日」を「令和七年十月三十一日」に改める。

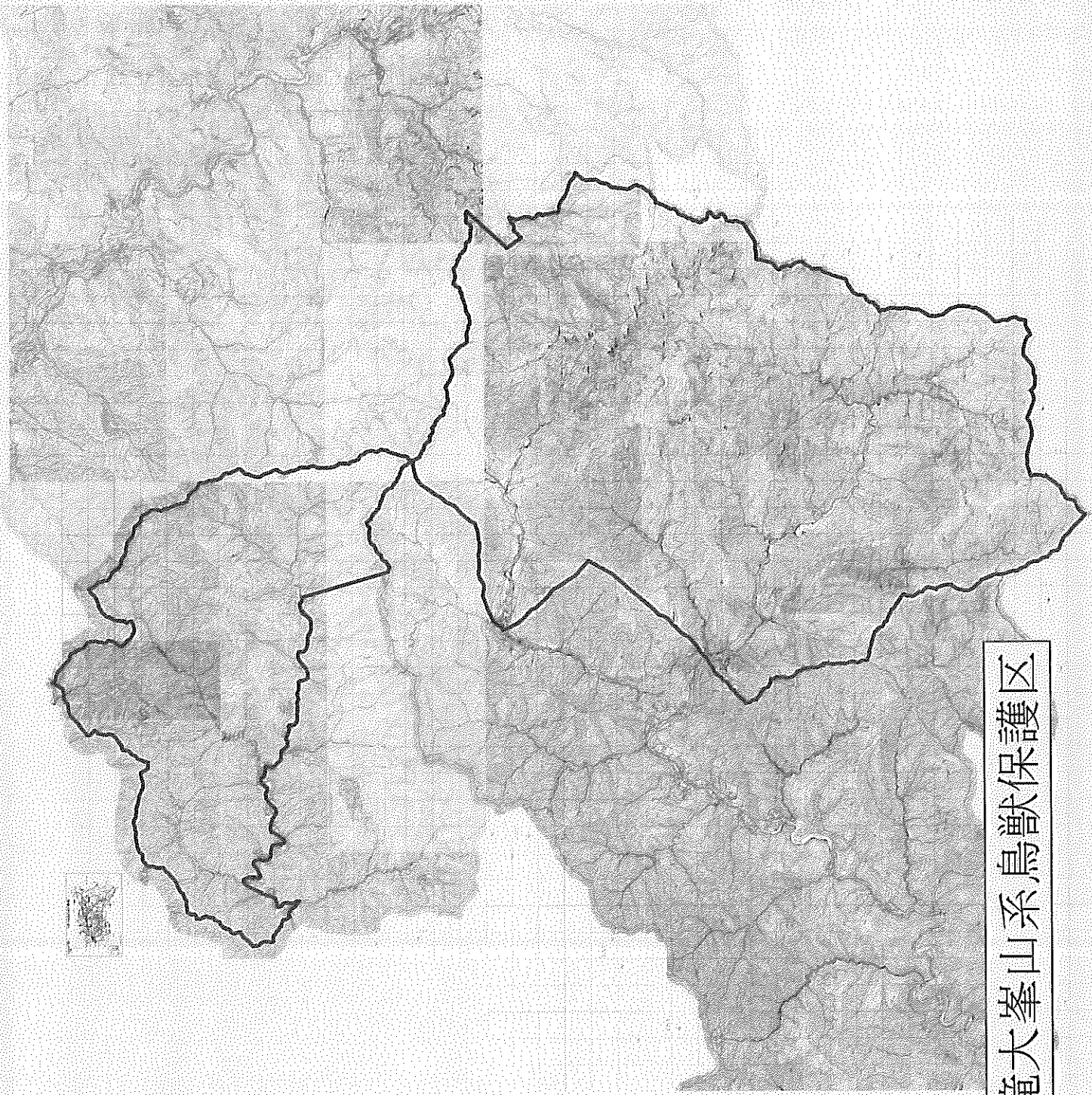
第五の一中「囲まれた区域」の下に「（別紙第四図の表示区域）」を加える。

第五の二中「平成三十七年十月三十一日」を「令和七年十月三十一日」に改める。

第五の次に次のように加える。

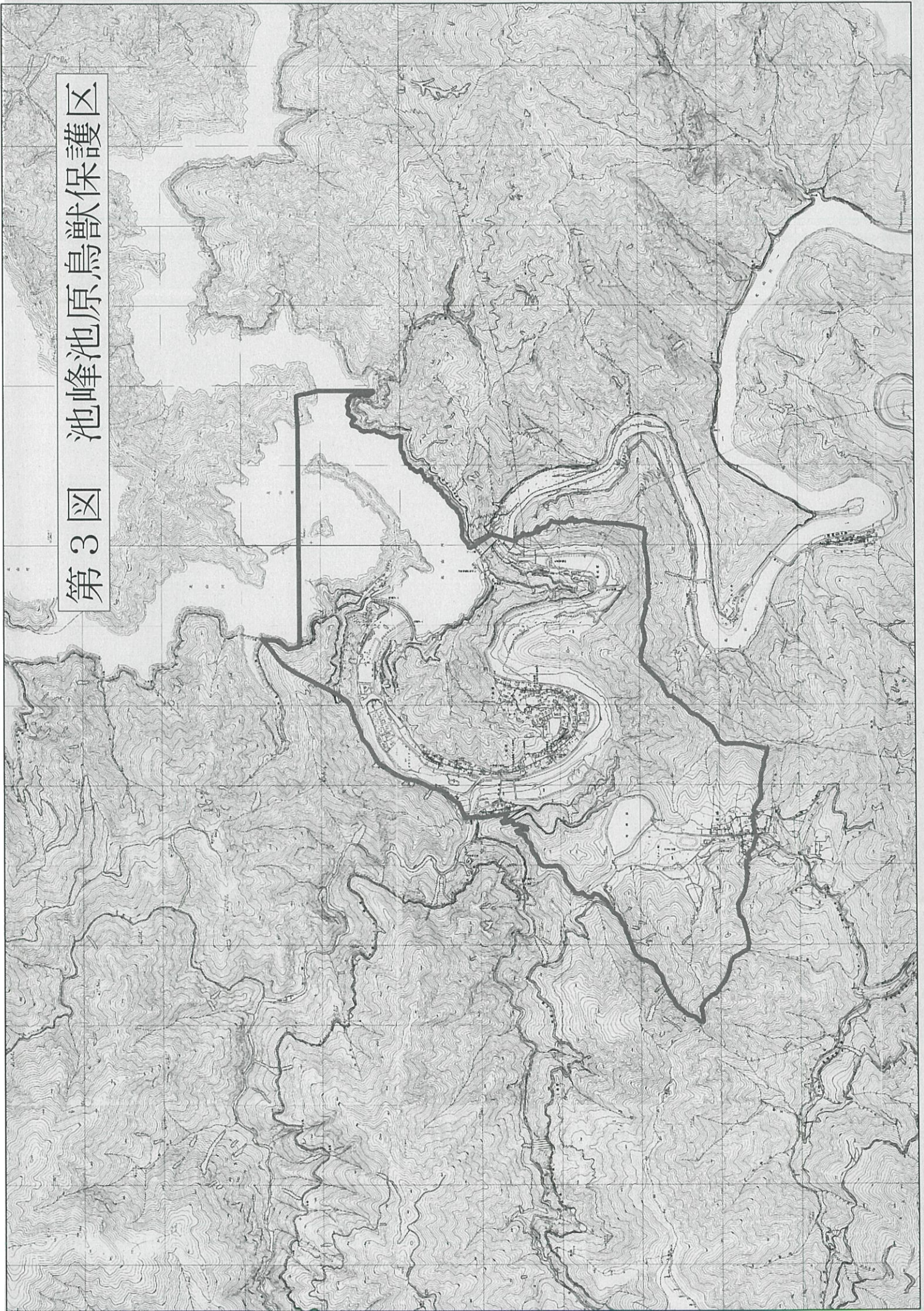


第1図 二上山鳥獣保護区



第2図 黒滝大峯山系鳥獣保護区

第3図 池峰池原鳥獣保護区



第4図 鎧・兜岳鳥獣保護区

